

(陳受28第50号)

東町1丁目「平井医院跡地」市有地及び南町3丁目市有地等を活用し、「緊急待機児童解消に向けて、公募選定での地域から信頼の置ける事業者による認可保育所設置」を求めることに関する陳情

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 受理年月日 | 平成28年9月27日          |
| 陳情者   | 吉祥寺東町1-16-1<br>原 利子 |

### 陳 情 の 要 旨

少子高齢時代、待機児童をめぐる問題解決については、自治体・事業者はもとより、できる限り地域でも応援をし、子どもたちの健やかな成長をともに見守りたいと考えています。子どもを産み育て、安心して預けることができ、男女ともに、働き続けることができる社会を目指す動きもようやく見えてきました。まさに、公的責任のもとに、保育所設置は自治体の喫緊の責務となりました。

一方、子育てや介護といった「ケア」は、人権の尊重、人の尊厳にもかかわることから、「保育・介護の質」は、ますます重視していかなければなりません。近年、待機児童解消のために、規制緩和が進んだ反面、子どもの育つ環境整備に課題が残るビル中保育や、運営主体である事業者の不適切な運営状況も社会問題として報じられています。「保育の質」は、子どもたちの生命にかかわり、人格を育てることですから、事業者の選定は、行政の極めて重要な任務と考えます。

市の保有する土地において、公募による厳選なる審査を通過した事業者による「認可保育所」は、誰もが心から求めるところです。以上の趣旨より、以下の要望をいたします。

### 記

緊急待機児童対策として、東町1丁目「平井医院跡地」市有地及び南町3丁目8番「旧銀行社宅跡地」市有地等において、公募選定の上、地域が信頼の置ける事業者による認可保育所の設置を強く求めます。